

福岡市公報

令和8年6月22日 第7246号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市市税条例の一部改正（第43号）	2
○福岡市建築関係手数料条例の一部改正（第44号）	8
○福岡市建築基準法施行条例の一部改正（第45号）	9
○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正（第46号）	10

条 例

福岡市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第43号

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第21条 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金であつて、市民の福祉の増進に寄与すると認められるものとして、市長が指定したもの（次条において「指定寄附金」という。）とする。

- （1）所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
- （2）所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの
- （3）所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、福岡県知事の認可（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の認可をいう。）を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの
- （4）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所を有する認定特定非営利活動法人等（同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。）に対するもの

第21条の2第1項中「前条」の次に「（第1号、第2号又は第4号に係る部分に限る。）」を加え、「（以下この条において「寄附金の指定」という。）」を削り、「法人等」を「法人又は団体」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「寄附金の指定を受けた法人等は、前項」を「前条に規定する寄附金の指定（以下この条において「寄附金の指定」という。）を受けた法人若しくは団体又は公益信託の受託者（以下この条において「法人等」という。）は、前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条（第3号に係る部分に限る。）に規定する寄附金の指定を受けようとする公益信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 公益信託の名称
- (2) 受託者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 受託者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第23条第1項ただし書中「及び第23条の4第1項」を「並びに第23条の4第1項及び第2項第4号」に改める。

第23条の3第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第23条の4第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを

除く。)の支払を受ける市内に住所を有する個人であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける市内に住所を有する個人(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第23条の4第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) 施行規則第2条の3の6第1項各号に掲げる事項

第44条中「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第50条第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第25条各号列記以外の部分中「附則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改め、同条第1号中「附則第33条第20項第2号から第4号まで」を「附則第33条第17項第2号から第4号まで」に改め、同条第2号中「附則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改める。

附則第26条各号列記以外の部分中「附則第56条第14項」を「附則第56条第13項」に改め、同条第1号中「附則第33条第23項第2号から第4号まで」を「附則第33条第20項第2号から第4号まで」に改め、同条第2号及び第4号中「附則第56条第14項」を「附則第56条第13項」に改める。

附則第27条第3項中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、「同項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「14分の11とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は12分の7」を「2分の1」に、「3分の1」を「12分の7」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第10項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第32条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第21条、第21条の2、第23条、第23条の3及び第23条の4の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日

(3) 第44条の改正規定及び附則第4項の規定 令和9年4月1日

(個人の市民税に関する適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の4第1項及び第2項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第23条の4第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の福岡市市税条例第23条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の福岡市市税条例第21条（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金のうち、福岡県知事の認可（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の認可をいう。）を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する適用区分)

4 新条例第44条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 新条例第21条（第3号に係る部分に限る。）に規定する寄附金の指定を受けようとする公益信託の受託者は、2号施行日前においても、新条例第21条の2第2項の規定の例により、その申請書を市長に提出することができる。

- 7 前項の申請書に記載した事項に変更があった場合においては、新条例第21条に規定する寄附金の指定を受けた公益信託の受託者は、2号施行日前においても、新条例第21条の2第3項の規定の例により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第44号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 31の項の次に次のように加える。

31の2 法第68条の3 第7項の規定に基づ く建築物の用途に関 する制限の適用除外 に係る認定の申請に 対する審査	開発整備促進区にお ける建築物の用途に 関する制限の適用除 外に係る認定申請手 数料	27,000円
---	--	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第45号

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条中「下地を不燃材料で造るとともに仕上げを不燃材料で行った」を「仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準じる措置が講じられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第46号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 野芥一丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

箱崎地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画箱崎地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------	---

別表第 2 中

野芥一丁目 地区地区整 備計画区域	再開発等促 進区
-------------------------	-------------

を

野芥一丁目 地区地区整 備計画区域	再開発等促 進区
-------------------------	-------------

箱崎地区地
区整備計画
区域

開発
整備
促進
区

中央
ゾ
ン 1

- (1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物
- (2) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号に掲げる建築物

5,000（駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものを除く。）	1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。）	福岡広域都市計画道路堅粕箱崎線及び市道箱崎146号線（都市計画の計画図において4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	4	(1) 交通広場の区域内の部分（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分又は駐車場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通広場の利用上支障がないものに係る部分を除く。）
	2 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。）	(1) 市道箱崎141号線及び市道箱崎146号線（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2	(2) 広場A、広場F及び広場Gの区域内の部分（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分又は床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないものに係る部分を除く。）
		(2) 福岡広域都市計画道路国道3号線との敷地境界線	1	(3) 広場B、広

	<p>中央ゾーン 2</p>	<p>(1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物で、箱崎地区地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針のうち建築物等の整備の方針に適合しないもの (2) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号に掲げる建築物</p>				

					場 C、広場 D 及び広場 E 並びに歩行者用通路 1 号、歩行者用通路 2 号、歩行者用通路 3 号、歩行者用通路 4 号及び歩行者用通路 5 号の区域内の部分（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。）
500（駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。）	1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2 メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。）	福岡広域都市計画道路堅粕箱崎線、福岡広域都市計画道路原田箱崎線及び県道浜新建堅粕線との敷地境界線	4	広場 H、広場 I 及び広場 J 並びに歩行者用通路 6 号の区域内の部分（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。）	
	2 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2 メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊	市道箱崎 146 号線との敷地境界線	2		

	北側ゾーン 1	法別表第 2 (ほ) 項第 2 号 に掲げる建築物						
	北側ゾーン 2	法別表第 2 (ほ) 項第 2 号 に掲げる建築物						

		下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。)				
500 (駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。)	1	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。)	県道浜新建堅粕線との敷地境界線	6 (地盤面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で歩行者の通行上支障がないものにあつては、4)		
	2	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。)	市道箱崎150号線との敷地境界線	2		
500 (駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの)	1	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で	県道浜新建堅粕線との敷地境界線	4	広場K及び歩行者用通路7号の区域内の部分(歩廊、渡り廊下、バス停留所	

西側ゾーン		<p>(1) 法別表第2 (い) 項第1号から第3号までに掲げる建築物で、箱崎地区地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針のうち建築物等の整備の方針に適合しないもの</p> <p>(2) 法別表第2 (ほ) 項第2号に掲げる建築物</p>				

<p>又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。)</p>	<p>高さ 2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。)</p>			<p>の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)</p>	
<p>500（駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。)</p>	<p>2 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。)</p>	<p>市道箱崎146号線、市道箱崎149号線及び市道箱崎150号線との敷地境界線</p>	<p>2</p>		
<p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供</p>	<p>福岡広域都市計画道路堅粕箱崎線（都市計画の計画図において 4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に限る。）との敷地境界線</p>	<p>4</p>		<p>広場 L 及び広場 M 並びに歩行者用通路 7 号の区域内の部分（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)</p>	

南側ゾーン 1	法別表第 2 (ほ) 項第 2 号 に掲げる建築物						
南側ゾーン 2	(1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号から第 3 号までに掲げる 建築物で、箱崎地区地区計 画において定められた整備、 開発及び保全に関する方針 のうち建築物等の整備の方 針に適合しないもの (2) 法別表第 2 (に) 項第 3 号に掲げる建築物 (3) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築						

		し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。)			
	2	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。)	(1) 市道箱崎146号線(都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。)及び市道箱崎149号線との敷地境界線	2	
			(2) 福岡広域都市計画道路国道3号線との敷地境界線	1	
500(駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。)		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの、駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないもの又は鉄道事業に供するものを除く。)	福岡広域都市計画道路原田箱崎線、市道箱崎111号線(都市計画の計画図において4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。)及び市道箱崎146号線との敷地境界線	4	広場N及び広場O並びに歩行者用通路1号及び歩行者用通路5号の区域内の部分(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)
500(駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。)	1	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。)	福岡広域都市計画道路原田箱崎線(都市計画の計画図において4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。)との敷地境界線	4	広場P及び広場Q並びに歩行者用通路8号、歩行者用通路9号、歩行者用通路10号及び歩行者用通路11号の区域内の部分(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類

		物					
東側ゾーン	(1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物で、箱崎地区地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針						

<p>しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。)</p>	<p>建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。)</p>			<p>する建築物又は建築物の部分で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)</p>
	<p>2 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2 メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。)</p>	<p>福岡広域都市計画道路原田箱崎線（都市計画の計画図において 2 メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線</p>	2	
	<p>3 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2 メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は登録有形文化財及び意匠上これに附属するものを除く。)</p>	<p>県道浜新建堅柏線との敷地境界線</p>	1	
<p>500（駐輪場その他これに類する建築物で交通の利便に供するもの</p>	<p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で</p>	<p>福岡広域都市計画道路堅柏箱崎線（都市計画の計画図において 4 メートルの壁面の位置</p>	4	<p>広場 R 及び広場 S の区域内の部分（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他</p>

		<p>のうち建築物等の整備の方針に適合しないもの (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

に改め、同表備考第1項中「いう」を「いい」、「登録有形文化財」とは文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>又は公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動若しくは自治活動の用に供するものの敷地を除く。）</p>	<p>高さ 2 メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物若しくは建築物の部分で歩行者の通行上支障がないもの又は駐輪場その他これに類する建築物若しくは建築物の部分で交通の利便に供し、かつ、歩行者の通行上支障がないものを除く。）</p>	<p>の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）及び福岡広域都市計画道路原田箱崎線との敷地境界線</p>	<p>これらに類する建築物又は建築物の部分で広場の利用上支障がないものに係る部分を除く。）</p>
	<p>2 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2 メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分で歩行者の通行上支障がないものを除く。）</p>	<p>県道浜新建堅粕線、市道 4983 号線、市道 4984 号線及び市道 4985 号線との敷地境界線</p>	<p>2</p>